

手続きチェックシート 結婚

結婚される方へ

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人(成年二人)の署名

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご掲示いただきます。

結婚に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に□マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

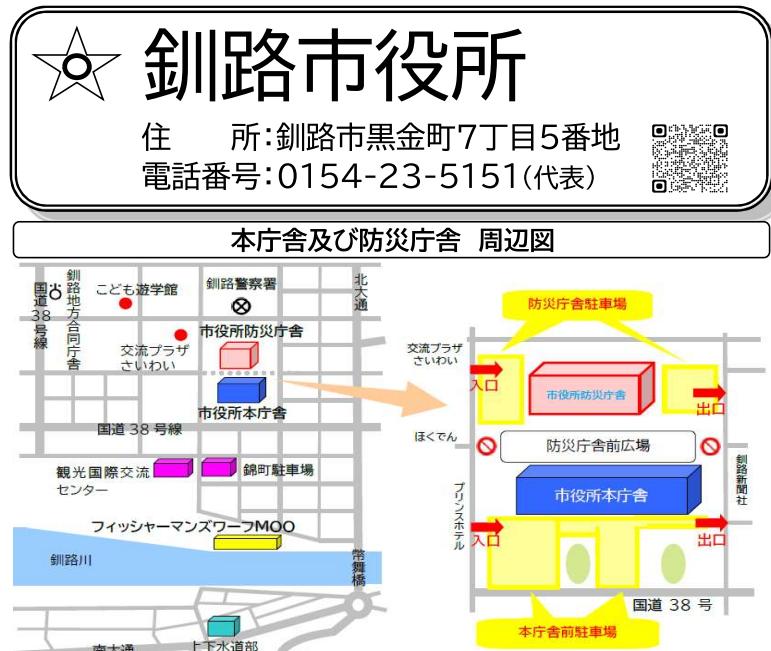
下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・手続済
--	-----	----	-------	------	--------

住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更(転入・転出・転居)	<input type="checkbox"/>	※ 転入・転出・転居のチェックシートをご確認ください	防災庁舎2階 7番窓口 戸籍住民課
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	・世帯合併または世帯変更	<input type="checkbox"/>		鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	新しい姓で、印鑑登録が必要な方	・印鑑登録	<input type="checkbox"/>	・登録する印鑑	防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課
	姓が変わった方で、マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・氏名変更	<input type="checkbox"/>	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	防災庁舎2階 5番窓口 戸籍住民課

保険	国民健康保険に加入している方で、 姓が変わる方 または世帯構成に変更がある方	・資格確認書または資格情報の お知らせの交付 ・各種認定証の氏名変更など	<input type="checkbox"/>	・国民健康保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課
	国民健康保険から配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	・国民健康保険証または資格確認書の 返却 ・各種認定証の返却	<input type="checkbox"/>	・勤務先の資格取得証明書など資格 取得日がわかるもの ・国民健康保険証または資格確認書	
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の 扶養に入る方	配偶者の勤務先にご確認ください			
年金	→国民健康保険に加入する方	・資格確認書または資格情報の お知らせの交付 ・各種認定証の交付 ※ 資格喪失日より14日以内に手続きして ください	<input type="checkbox"/>	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課
	→国民年金に加入する方	・国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※ 資格喪失日より14日以内に手続きして ください	<input type="checkbox"/>		
	年金を受給している方	日本年金機構に確認し、必要な手続き をご案内します	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
保険	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に 加入している方で姓が変わる方 または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	・資格確認書の氏名変更等 ・特定疾病療養受療証の氏名変更等	<input type="checkbox"/>	・後期高齢者医療保険証または 資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課

介護	姓が変わった方で 介護保険証 をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	・介護保険証等の氏名変更	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課	
障がい	姓が変わった方で 障がいの手帳 をお持ちの方	・氏名変更	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課	
	姓が変わった方 障害福祉サービス または 自立支援医療制度 を利用している方	・氏名変更	<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証 ・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)		行政センター保健福祉課
	重度心身障がい者医療費受給者証を お持ちの方	・重度心身障がい者医療費受給者 資格の変更	<input type="checkbox"/>	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・健康保険の加入を証する書類	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
こども	児童手当を受給している方 (0歳~18歳(高校生等)の年度末まで)	・受給者変更または配偶者の登録 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください ※ 必要なものがそろっていないなくても 窓口へお立ち寄りください	<input type="checkbox"/>	・マイナンバーがわかるもの (請求者・配偶者) ※ 子と別居しているときは、子も必要 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の加入を証する 書類(請求者が各種共済組合加入(私立 学校教職員共済を除く)の方のみ)	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	行政センター保健福祉課
	子ども医療費受給者証をお持ちのお子さんが いる方(0歳~18歳(高校生等)の年度末まで)	・子ども医療費受給者証の変更など	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方	・保護者、認定、住所、氏名の変更など	<input type="checkbox"/>	・子が属する戸籍の全部事項証明書 ※ この他にも必要な書類があります 窓口へお立ち寄りください	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
	ひとり親家庭等に該当していた方					
	→児童扶養手当の受給資格が ある方	・資格喪失	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	行政センター保健福祉課
	→ひとり親家庭等医療費 受給者証をお持ちの方	・受給資格喪失の届出 ・子ども医療費助成の申請 (0歳~18歳(高校生等)の年度末まで)	<input type="checkbox"/>	・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・健康保険の加入を証する書類(子) ※ 課税権のある市区町村から発行された 所得を証する書類等が必要な場合が あります	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	→就学援助を受けている方	・就学援助の再申請	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	釧路フィッシャーマンズ ワーフMOO 4階 教育支援課 ※ 通学先でも申請可能	
	特別児童扶養手当を受給している方	・受給者変更など	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	行政センター保健福祉課

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用名義変更 	<input type="checkbox"/> 電話で手続きできます	上下水道料金お客様サービスセンター 0154-43-2161 <small>行政センター阿寒・音別上下水道課</small>	
その他	税・保険料の納付に関する相談がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談 	<input type="checkbox"/> (口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 <small>口座振替の届出のみ 行政センター市民課</small>	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の退去手続き ・ 市営住宅の同居手続き 	<input type="checkbox"/>	<small>※ 入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください</small>	本庁舎5階 一般財団法人釧路市住宅公社 0154-31-4563 <small>行政センター阿寒・音別建設課</small>



釧路市の公式ラインを開設しています。
 ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報を
 お届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。



友達追加はこちらから →



● 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。

- ・ 対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・ 阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所

釧路市住之江町6番25号

釧路フィッシャーマンズワーフMOO

釧路市錦町2丁目4番地

阿寒町行政センター

釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒湖温泉支所

釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号

音別町行政センター

釧路市音別町中園1丁目134番地

音別町行政センター(保健福祉課)

釧路市音別町中園2丁目119番地1

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ~ 夕方 5 時 20 分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

